

財政援助団体の監査結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体の監査を二宮町監査基準に準拠して執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和4年2月28日

二宮町監査委員 大矢 孝道

1. 監査実施日及び場所

期 日 令和4年1月19日(水)

場 所 二宮町役場 第1会議室

【予備監査日】令和4年1月12日(水)

2. 監査を行った監査委員

監査委員 大矢 孝道

3. 監査委員の除斥

本件監査は、地方自治法第199条の2の規定により、野地洋正監査委員は除斥して行った。

4. 監査対象とした財政援助団体名

社会福祉法人 寿考会

5. 監査の範囲

二宮町が交付した令和2年度及び令和3年度補助金に係る出納事務の執行状況及び事業効果について

6. 監査の手順

監査にあたり事前に提出された資料に基づき、担当課や補助団体への聞き取りを実施した。本監査では概要説明を受けた後、質疑応答を行い、監査を実施した。

なお、本監査は補助金が目的に沿って有効・適正に使われているか、どのような費用対効果があったか、適正な業務運営が実施されているか等、事業成果及び今後の運営に対する課題等に主眼を置いて監査を実施した。

7. 監査概要

社会福祉法人 寿考会は、昭和46年2月に設立され、二宮町を中心とする地域の社会福祉の充実を図ることを目的として、様々な事業を実施している。

誰もが安心して充実した老後の生活を過ごすお手伝いをする場として、軽費老人ホームの二宮寿考園を運営するとともに、子どもたちとその保護者から求められる保育サービスを提供する場としての保育所みちる愛児園の事業を開始したことを原点としている。

平成 29 年度からは、二宮町から学童保育の委託業務、平成 31 年度からは、学童保育の自主事業の運営を開始している。また、これらのサービスの世代間交流を図り、幼老ともに元気と思いを分かち合う相互交流の支援をすることも、法人の重要な活動となっている。

二宮町が交付した令和 2 年度及び令和 3 年度補助金に係る監査対象事業は、中里キッズクラブの民間学童保育事業に係る自主事業の運営費全般である。

令和 2 年度は、事業場所を当初予定していた中里地区から一色小学校へ一時的に変更して運営した。また、新型コロナウイルス感染予防のための町内小学校の休校を受けて、令和 2 年 4 月から 6 月までの期間において、学童保育所の開所時間を午前 7 時 30 分から午後 7 時 30 分まで対応するなど、共働きやひとり親家庭等の小学生を受け入れ、保護者の支援と子どもたちの健全な育成を図っている。

令和 3 年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に取り組みながら、各種事業の実施に努めている。

## 8. 監査結果

社会福祉法人 寿考会の補助金に係る出納その他の事務は、二宮町補助金交付規則に基づき適正に処理されており、補助金の使途も適正であると認められる。

## 9. 要望及び意見

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、町内小学校が休校となる中、令和 2 年 4 月から 6 月までの期間、午前 7 時 30 分から午後 7 時 30 分まで学童保育所の延長開所を実施した。様々な制約がある中で学童保育事業を安定的に運営し、保護者の支援と子どもたちの健全な育成に寄与した取り組みを評価する。

(2) 当該中里キッズクラブは、令和 3 年 12 月に改修工事が完了した。施設規模の面では、当面、入所希望者が増えても、受け入れに問題はないと思われる。

引き続き、民間学童保育所としてのメリットを活用し、多様化する要望に的確に対応しながら、より質の高い子育て支援サービスが利用者に提供されるよう、期待する。

今後も、町や関係機関と協力連携し、子育て支援に資する取り組みに努められたい。

以上